

請 願

平成25年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第1号	25. 2. 20	地方財源の確保を求める意見書 提出の請願について	須賀川市	菊地忠男	1~3
			日本労働組合総連合会福島 県連合会須賀川地区連合 議長 牧野桂男		
請願第2号	25. 2. 20	福島県最低賃金の引き上げと早期 発効を求める意見書提出の請 願について	須賀川市	菊地忠男	4~5
			日本労働組合総連合会福島 県連合会須賀川地区連合 議長 牧野桂男		
請願第3号	25. 2. 20	「協同労働の協同組合法（仮 称）」の速やかな制定を求める 意見書についての請願書	郡山市	鈴木正勝	6~7
			労協センター事業団静町地 域福祉事業所よらんしょ 所長 横道隆		
請願第4号	25. 2. 21	災害時における人工透析施設へ の優先的水道水の確保（加配） について	須賀川市 (医)平心会須賀川病院 県中地区透析施設災害対策 協議会 津田達徳	広瀬吉彦 生田目進 大越 彰 大倉雅志	8
			郡山市 (財)寿泉堂クリニック 福島県透析医会 会長 熊川健二郎		
			郡山市 (財)星総合病院 福島県臨床工学技士会 会長 氏家憲一		
			須賀川市 須賀川市腎友会 会長 皆川満正		
請願第5号	25. 2. 22	放射能被害から子ども（県民） の健康を守るため国の責任で特 別予算をつけて医師を確保し、 福島病院を拠点病院として位置 づけるよう、国に意見書を提出 することを求める請願	須賀川市	丸本由美子	9
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第6号	25. 2. 22	福島病院・公立岩瀬病院をより 充実・発展させるために、医師 養成の奨学金の拡充と、二つの 病院の医師確保（特に小児科 医・産婦人科医）の手立ての強 化を求める請願	須賀川市	丸本由美子	10
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		

請 願 書

2013年 2月20日

須賀川市議会
議長鈴木忠夫殿

住所 福島県須賀川市 [REDACTED]
氏名 日本労働組合総連合会福島県連合会
須賀川地区連合 議長 牧野 桂男
紹介議員

菊地 忠男

地方財源の確保を求める意見書提出の請願について

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況におかれる中、自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人員費削減を通じた地方交付税の削減」を閣議決定した。しかし、地方交付税は、本来、地方の税収とすべき税を、国税として国が代わって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源であり、その用途は、何ら制限がなく、各団体の自主的な判断に任されている一般財源である。また、その交付総額は地方財政計画に基づいて決定されるものである。

今般、閣議決定された「地方財政計画上の人員費削減を通じた地方交付税の削減」は、地方財政計画に、国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできない。

また、福島県において、震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げる事は、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。併せて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。

1. 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。
2. 自治体職員の人員費の決定にあたっては、従来通り自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上



地方財源の確保を求める意見書

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況におかれる中、自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人員費削減を通じた地方交付税の削減」を閣議決定した。しかし、地方交付税は、本来、地方の税収とすべき税を、国税として国が代わって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源であり、その用途は、何ら制限がなく、各団体の自主的な判断に任されている一般財源である。また、その交付総額は地方財政計画に基づいて決定されるものである。

今般、閣議決定された「地方財政計画上の人員費削減を通じた地方交付税の削減」は、地方財政計画に、国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできない。

また、福島県において、震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げる事は、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。併せて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

よって、本市議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

1. 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。
2. 自治体職員の人員費の決定にあたっては、従来通り自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年 月 日

内閣総理大臣
財務大臣 あて
総務大臣

須賀川市議会
議長 鈴木忠夫

1. 福島県最低賃金の引き上げと早期発効について

提出先	氏名	住所	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	田村 憲久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	厚生労働省
福島県労働局長	河合 智則 殿	〒960-8021 福島市霞町 1-4 6 福島合同庁舎 5 階	福島労働局

2. 地方財源の確保を求める意見書提出の請願について

提出先	氏名	住所	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
財務大臣	麻生 太郎 殿	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1	財務省
総務大臣	新藤 義孝 殿	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館	総務省

請 願 書

2013年 2月 20日

須賀川市議会
議長鈴木忠夫殿

住所 福島県須賀川市 [REDACTED]
氏名 日本労働組合総連合会福島県連合会
須賀川地区連合 議長 牧野 桂男
紹介議員





福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されました。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や、内需の拡大へ寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事であります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの5年間全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっております、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題であります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以 上



福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める 意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの5年間全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止の為に非常に重要な事である。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や、内需の拡大へ寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出防止の為に非常に重要な事である。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
福島県労働局長


須賀川市議会
議長 鈴木忠夫

平成 25 年 2 月 20 日




議
須賀川市会議長 鈴木 忠夫 様

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についての請願書

紹介議員

鈴木 正 勝 

請願者

福島県郡山市 
労協センター事業団
静町地域福祉事業所よらんし 
所長 横道 隆 

請願事項

「協同労働の協同組合法（仮称）」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択いただき、政府及び関係行政官庁あてにご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由

今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす。」活動を続けています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」にはこれを承認し、振興する法の仕組みがありません。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、800を超える自治体で、この「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書が採択され、また国会でも130名を超える超党派の議員連盟が出来るなど法制化の検討が始まっています。

地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望いたします。

須賀川市議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府および、関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。



「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「生活保護受給者の増大」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

総務大臣 殿







経済産業大臣 殿

須賀川市議会

請 願 書

平成 25 年 2 月 21 日

須賀川市議会議長
鈴木 忠夫 様

請願者住所	須賀川市 [REDACTED]	(医) 平心会 須賀川病院	
請願者氏名	県中地区透析施設災害対策協議会	津 田 達 徳	
請願者住所	郡山市 [REDACTED]	(財) 寿泉堂クリニック	
請願者氏名	福島県透析医会会長	熊 川 健 二 郎	
請願者住所	郡山市 [REDACTED]	(財) 星総合病院	
請願者氏名	福島県臨床工学技士会会長	氏 家 憲 一	
請願者住所	須賀川市 [REDACTED]		
請願者氏名	須賀川市腎友会会長	皆 川 満 正	

紹介議員

松 瀬 三 彦 
は 四 月 貞 
大 越 彰 
大 倉 雅 志 

【災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）について】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」により、福島県内の医療機関は甚大な被害を受けました。須賀川市に於いても、医療機器の破損や故障の他、水道水断水のため各種医療行為に不都合が生じました。福島県内には約 5000 人強、須賀川市周辺に約 200 人の人工透析を必要とする慢性腎臓病患者（1 級身体障害者）が在住します。「生命の安全」を守るべく人工透析を行っている医療機関は、各々が連絡を取り合い、積極的な治療及び医療行為を行いました。しかし、市内全域かつ長期に亘った断水の為、人工透析を継続していく水の確保が困難となった医療機関が見受けられました。

主な理由は、人工透析を行う場合に患者一人の 1 回の透析で、約 150 リットルの水道水が必要とされるからです。同時に数十名の透析をすると 3~5 トンの水道水が数時間で必要になります。つきましては、今後地震など災害が発生し水道施設が被災した場合、人工透析を行う医療施設においては、迅速且つ優先的な水道水の確保、加配を強く請願致します。

【請願事項】

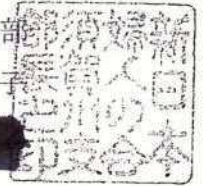
緊急災害時、慢性腎臓病患者の「生命の安全」を守るべく、人工透析を行う医療施設に対して、格段の水道水の確保、加配を強く請願いたします。

放射能被害から子ども(県民)の健康を守るため国の責任で特別予算をつけて医師を確保し、福島病院を拠点病院として位置づけるよう、国に意見書を提出することを求める請願

2013年2月22日

須賀川市議会議長 鈴木 忠夫 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部
支部長 片野ミチ子
須賀川市 [REDACTED]



紹介議員

丸本由美子

【請願趣旨】

原発事故により須賀川市も各方面で大変な状況の中、貴議会でも国や県に対して、市民のために働きかけをされていることに敬意を表します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は未だ収束しておらず、市民の健康不安は高まるばかりです。

福島県は全体的に汚染され、子ども(県民)たちへの健康影響は今後どのようにでてくるかと、みな大きな不安を抱えています。5年後、10年後を見通した対応をするため医師養成が重要です。

原発を推進した国の責任で国立福島病院を放射能から子ども(県民)を守る拠点病院として位置づけ国の特別予算をつけて下さい。

福島県は放射能汚染により、ただでさえ少なかった医師の転出が多く、とくに小児科医・産婦人科医の不足は深刻です。この地には住めないと言われ、人々の転出もおきています。現在この地で安心して出産する病院、入院できる小児科医の居る病院もなくなる心配があります。緊急に国の責任で医師を全国に呼びかけ確保することも国に要請します。

【請願事項】

- 1 放射能被害から子ども(県民)を守るため、国の予算で福島病院の医師を確保し拠点病院として位置づけるよう、国に求めてください。



福島病院・公立岩瀬病院をより充実・発展させるために、医師養成の奨学金の拡充と、二つの病院の医師確保(特に小児科医・産婦人科医)の手立ての強化を求める請願

2013年2月22日

須賀川市議会議長 鈴木 忠夫 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

須賀川市



紹介議員

丸本由美子

【請願趣旨】

原発事故により須賀川市も各方面で大変な状況の中、貴議会でも国や県に対して、市民のために働きかけをされていることに敬意を表します。

原発事故以前から市民の健康を守ってきた二つの病院は、市民にとってはなくてはならない地域医療を守る機関です。原発事故以後は、なお一層重要な存在になっています。

原発事故により県内から70名以上の医師が県外に転出している現在、医師の確保と同時に医師養成が緊急の課題です。この地で働く医師を増やすことを求めます。

子どもたちの健康を見守り、健康診断・診療ができるようにすることは、市民の切実な願いです。市民の健康を守るのは自治体の責任です。

すでに医師奨学金制度をつくり、医師養成に力を入れている本市がこのような緊急事態に対応し、復興予算を活用して本市で働くことを条件に返還しなくてよい、希望する誰もが受給できる奨学金制度を要望します。

【請願事項】

- 1 あらゆる手立てをとって市民の健康を守る医師(特に小児科医・産婦人科医)を確保すること。
- 2 現在の医師養成のための奨学金制度を、誰もが受給でき、本市で働くことを条件に返還しなくてもよい制度に拡充させること。

